

第 3 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成27年9月29日

開 会 中

場所 全員協議会室

第3回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成27年9月29日（火曜日）

午後0時58分開議

午後1時28分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) TPP交渉に関する件
TPP交渉の現状について
- (2) 付託調査事件の閉会中の継続審議について
- (3) その他

出席委員(12人)

委員長 前川 收
副委員長 藤川 隆夫
委員 山本 秀久
委員 西岡 勝成
委員 荒木 章博
委員 城下 広作
委員 吉永 和世
委員 坂田 孝志
委員 西 聖一
委員 浦田 祐三子
委員 岩本 浩治
委員 山本 伸裕

欠席委員(2人)

委員 村上 寅美
委員 重村 栄

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 島崎 征夫
政策審議監 坂本 浩
首席審議員兼
企画課長 吉田 誠

知事公室

政策調整監 平井 宏英

総務部

人事課長 青木 政俊

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 渡辺 克淑

健康危機管理課長 岡崎 光治

首席審議員兼

医療政策課長 立川 優

国保・高齢者医療課長 大塚 陽子

薬務衛生課長 和久田 俊裕

環境生活部

環境政策課長 家入 淳

くらしの安全推進課長 開田 哲生

商工観光労働部

政策審議監

兼商工政策課長 奥 菌 惣 幸

産業支援課長 古森 美津代

企業立地課長 寺野 慎吾

農林水産部

部長 濱田 義之

生産局長 園田 誠

農林水産政策課長 白石 伸一

農産課長 酒瀬川 雅士

畜産課長 中村 秀朗

林業振興課長 宮田 修

水産振興課長 木村 武志

土木部

首席審議員

兼監理課長 成富 守

出納局

管理調達課長 田上 英充

事務局職員出席者

政務調査課主幹 福島 哲也

議事課主幹 榎原 俊郎

午後0時58分開議

○前川収委員長 ただいまから、第3回TPP対策特別委員会を開催します。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたします。

それでは、審議に入ります。

まず、執行部から、TPP交渉の現状についての説明の後に、一括して質疑を受けたいと思います。

では、説明をお願いいたします。

○吉田企画課長 企画課の吉田でございます。

まずは、TPP交渉につきましては、皆様御案内のとおり、7月末からハワイにて開催された閣僚会合では、目標とされた大筋合意というものは見送られております。

その際、残された課題とされた論点について話し合う、参加12カ国による閣僚会合が、あすから開催されることとなっております。

本日は、こうした動きも踏まえ、直近のTPP交渉をめぐる最近の主な動きや、今後のスケジュールなどについて御報告をいたします。

まず、1ページをごらんください。

TPP交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明をさせていただきます。

中ほど、四角囲みの6月29日の特別委員会の下ですが、妥結に不可欠とされるアメリカの貿易権限促進法、いわゆるTPA法が、アメリカ時間の同日に成立をしておるところでございます。

7月6日に意見書が可決された後の動きについては、アンダーラインをしております。

7月24日からアメリカのハワイで首席交渉官会合が開催され、続けて、28日から閣僚会合が開催されました。

後ほど御説明しますが、この閣僚会合では、大筋合意に至らず、報道等でありまして、現在、アメリカのアトランタにおいて首席交渉官会合が開催をされております。

その下は、今後のスケジュールを掲載して

おりますが、この首席交渉官会合から、引き続き、9月30日から閣僚会合が開催される予定になっております。

この閣僚会合では、7月で残ったとされる政治判断を要する論点について、合意できるかが焦点になるものと考えられております。

閣僚会合は、現地時間の10月1日まで開催され、この会合によってTPPが妥結する可能性があります。

なお、報道等によれば、閣僚会合は、1日の予備日を設定している模様でございます。

甘利大臣におかれましては、9月18日の閣議後の会見において、10月に行われるカナダの総選挙を念頭に、現体制で合意できる最後のチャンスであるという発言をされておられます。

続きまして、2ページをごらんください。

7月末に行われました閣僚会合後に出されました環太平洋パートナーシップ閣僚声明の仮訳を掲載しております。

この資料は、国のTPP政府対策本部ホームページに掲載されており、仮訳は日本政府が行っているものです。

当課で引いた下線部のみ紹介します。

一番上の下線、限られた数の残された課題の解決に向けた作業を継続とされております。また、中段の下線、今週なしとされた業績を、公式なものに整えるための作業を継続とされております。

冒頭申し上げましたとおり、合意に至らなかったものの、課題は絞られており、交渉は継続する旨が記載をされております。

一番下の下線については、この交渉の最終段階において、我々は、TPPが妥結間近であり、雇用及び経済成長を支えることについて、これまで以上に確信とされており、交渉が終結に近づいていることを示唆しているというふうに思われます。

続きまして、3ページをごらんください。

閣僚会合後の甘利大臣による記者会見の概

要について、こちらもTPP政府対策本部のホームページから抜粋をしたものになります。

下線部のみ紹介しますが、上から4行目、未決着の論点が残されていた多くの分野について、交渉をまとめることができたこととされ、交渉の進展について言及された後、上から7行目ですが、一部の国との物品市場アクセス交渉、知的財産分野の一部について、各国の利害が対立し、交渉を終結させるには至らなかったと発言をしておられます。

合意ができなかった課題については、各種マスメディアによれば、日本がニュージーランドなどから市場開放を迫られている乳製品の市場アクセス、知的財産分野においては、バイオ医薬品のデータ保護期間の問題であるというふうにされております。

なお、下線部で、冒頭発言の最後の部分ですが、もう1回閣僚会合を開けば決着できると思うとされ、次回の閣僚会合での大筋合意は可能との認識を甘利大臣は示されておられます。

なお、26日から首席交渉官会合に参加する鶴岡首席交渉官は、メディアに対し、各国が政治的な意思を示せば、TPPの取りまとめは十分可能なところまで来ているというふうに述べておられます。

次に、4ページをごらんください。

これは、参考資料として前回は御説明しましたが、政府対策ホームページから抜粋したものであり、TPP交渉の分野及び内容の一覧表を改めて掲載をさせていただいております。

ニュージーランドなどとの間で課題とされている乳製品市場のアクセスについては、左上の(1)物品市場アクセス分野に分類されるものですが、特に個別の品目の扱いについては、2国間等で協議をされているものでございます。

また、知的財産分野については、中段(8)

になっております。

なお、資料には掲載をしておりますが、先週の21日と22日は、日米及びカナダ、メキシコの4カ国で、自動車分野に係る事務レベルの協議が行われております。これは(2)の原産地規則に関するものという報道がなされております。

この交渉の内容については、関税減免の対象となるTPP域内の原産品と認められるための要件について、完成品の部品調達の比率などについて協議されているというふうに考えられております。

続きまして、5ページをごらんください。

ここから8ページまでは、7月の閣僚会合後の国会における政府答弁を中心に抜粋しているものでございます。

まずは、交渉状況の部分でございますが、交渉分野全体についてということで、8月4日の参議院農林水産委員会における澁谷内閣審議官の答弁でございます。

3つ目の丸でございますが、現時点で交渉が続いているものが4つというふうにされております。

この4分野については、先ほど4ページで御紹介した知的財産、原産地規則に加えて、(9)の国有企業の部分、また(18)の法的・制度的事項、③透明性・腐敗防止という分野であるというふうに考えられます。

なお、物品市場アクセスにつきましては、2国間における農産品等の品目別の扱いは交渉中であると思われませんが、各国全体にかかわるテキストの協定の案文の交渉は、終結をしている模様でございます。

続いて、物品市場アクセス交渉(2国間協議)についてと書かれた部分ですが、こちらにつきましては、下線部にありますとおり、懸案である農産品については、ハワイでは大きな動きがなかったと紹介をされております。

乳製品の市場アクセスについては、交渉が

難航しているとされる一方で、残された論点はわずかであるとされていることから、メディアにおいては、その他の品目については、関税率などの数字がほぼ固まっているという見方も一部にはあります。

次に、6ページをごらんください。

物品市場アクセス、特に重要5品目関係についてでございます。

甘利大臣が、衆議院の内閣委員会で御答弁された内容を紹介しております。

下線についてですが、この期に及んで数字が出ていないということは申し上げませんと発言されており、具体的な関税率等について、この場では言及されておられません、交渉では、数字を含めた調整が行われていることを認めておられます。

次に、閣僚会合をめぐる報道状況についてという部分で、澁谷内閣審議官の答弁でございます。

下線にあるとおり、語尾が私から誤報と言われられないような上手な言い方になっていると発言されておられまして、重要5品目をめぐる新聞等の報道内容について、はっきりとした否定をされておられないという状況でございます。

次に、資料をめくっていただき、7ページをごらんください。

今後のスケジュール等についてでございます。

まず、次回の閣僚会合開催時期についてですが、8月の時点では、下線部にありますとおり、これなら大丈夫というときに直ちに召集されるという作業になるのではないかとということで、甘利大臣が発言をされておられます。冒頭御紹介しましたとおり、閣僚会合は9月30日から開催される予定となっております。

次に、アメリカの貿易権限促進法、いわゆるTPA法についてです。

下線のとおり、署名の90日前に議会に通知

をするということが定められている模様でございます。

したがって、仮に10月1日に大筋合意が行われ、米国政府が同日中に署名の意思を通知した場合、署名の時期は、最短で12月末になるという計算になります。

続きまして、日本の国会承認スケジュールでございます。

内閣府の西村副大臣によれば、大筋合意がなされて、それから協定の署名が行われた場合には、国会において、できるだけ早いタイミングで御審議いただくことが重要であるが、具体的な日程は、今の段階では何とも申し上げられないとしておられます。

次に、8ページをごらんください。

8ページは、国内対策等についてでございます。

まず、国内対策については、林農林水産大臣によれば、交渉が続いている段階で国内対策に言及することは、相手国に予断を与え、交渉上不利益をこうむるおそれがあるので、申し上げるべきではないとされています。

最後に、1つ飛ばしまして、衆参両議院の農林水産委員会決議との整合性についてでございます。

甘利大臣の答弁ですが、我々なりにはクリアするつもりで交渉をしているということですが、その評価については、最終的に国会が判断していただくしかないというふうに答弁されておられます。

次に、9ページをごらんください。

県議会、県の主な取り組みとして、6月の資料から、引き続き平成22年からの重立った動きを掲載しておりますが、一番下の下線の部分でございます。

7月6日には、県議会におかれまして、TPP協定交渉に関する意見書が可決されております。

なお、ほかに1点、執行部の取り組みを紹介させていただきますと、右下に、TPP協

定に係る情報連絡会議については、先々週の9月15日に第13回の会議を開催しており、庁内で交渉状況等について情報共有を図り、交渉を注視する旨の意識共有を図っているところでございます。

最後に、10ページをごらんください。

7月6日の県議会の意見をそのまま掲載しております。

前回の定例会で可決された意見書は、7月の閣僚会合での大筋合意も考えられたことから、下の3の部分ですが、交渉内容について、他国と比較して情報公開の度合いが少ないという疑念を持たれないよう、今後の交渉会合の都度、可能な限り国民に対し情報提供を行い、交渉内容等及びTPP協定が国民生活や地方経済社会に与える詳細な影響を速やかに公表することとされており、TPPに関する県民の懸念を反映していただいているという形になっております。

資料の説明は以上でございますが、なお、交渉会合後に開催されたTPP政府対策本部による説明会については、7月の閣僚会合後は開催されておられません。

今後につきましては、1ページの今後のスケジュールでも御紹介しましたが、あすから開催される12カ国全体の閣僚会合において、大筋合意という政治判断が下されるか否かという部分が焦点であるというふうに考えられております。

先週の金曜日には、TPPに関する主要閣僚会議が開催され、安倍総理は、交渉は最後が一番難しいが、今回を最後の閣僚会合としたいというふうに発言をされておられます。

同日の閣議後の会見において、甘利大臣は、合意の可能性は100%とは言えないというふうにしているものの、不転の決意と覚悟で臨み、この会合で成功裏に交渉をまとめ上げたいと発言をされておられます。

執行部といたしましても、引き続き県議会の皆様とも連携しながら、TPP交渉に係る

情報収集や政府に対する要望等を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○前川収委員長 ただいま執行部から説明がありましたとおり、12カ国による首席交渉官会合が終わった後に閣僚会合が開催され、早ければ日本時間で10月2日の金曜日に大筋合意に至る可能性というものが考えられるという状況でございます。

合意に至るか否かについては、これはまだ未定でありますから、わからないわけですが、仮に合意になったという場合には、再度、10月5日月曜日、10月6日が閉会日ではありますが、10月5日の月曜日の午前10時から委員会を招集し、意見書等の提出についての審査をさせていただきたいというふうに思っておりますので、あらかじめぜひ日程をあけておいていただきたいというふうに思っております。

これは交渉の行方次第ということになりますので、ここで確定はできませんが、ある可能性があるということでもありますので、ぜひあけておいていただければと思います。内容がわかり、決断した後に、直ちに委員の皆さん方には御連絡をさせていただくということになると思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

○城下広作委員 5ページの部分でちょっと確認ですけれども、4つのうちの知的財産の件ですけれども、3つはほぼ課題が整理された。医薬品の問題というのは、これは具体的にどういうことが医薬品では問題になっているということですか。

○吉田企画課長 あくまで報道レベルの情報

しか我々も持っておりませんが、医薬品については、特にジェネリックについて、どれだけデータ期間を保護するかということで、大規模な大企業、医薬メーカーがある日本とアメリカと、それ以外の国が対立をしているという報道がございます。

○城下広作委員 ちらっとそういう話も聞いていますけれども、これによって、かなり内容によってはジェネリックの部分が、いわゆるどっと入ってくるということで、かなり厳しくなるというような話もあるけれども、まあこれは結果がわかりませんから、その後ゆっくり内容を見たいと思います。

以上です。オーケーです。

○前川収委員長 ほかにどなたかいらっしゃいませんか。

○西聖一委員 7ページの国会承認のスケジュールですけれども、大筋合意がなされた後、国会で審議をするんですけれども、内容が変わることってあるんですか。

○吉田企画課長 まず、交渉が妥結した後の国内手続きでございますが、まずは妥結後も協定文を確定させるために事務的な作業が続けられるということで、協定文が確定した時点で、条約の趣旨、内容について、賛意を表明する署名というものが内閣において行われます。その後——日本国憲法では、条約の締結に当たっては、国会の承認を経ることが必要となりますので、署名をした後に、内閣は、国会に対して承認という手続きをとります。ですので、基本的には、承認ですので、条約に拘束されると、日本国政府が拘束されるということについての国の同意の表明というものが、議会の手続、国会の手続という形になります。

○西聖一委員 手続が残るだけ……

○前川収委員長 ストレートに答えてもいいじゃない。

○吉田企画課長 済みません。

○前川収委員長 変えられないんでしょう。

○吉田企画課長 と思われまして。

○前川収委員長 ほかにどうぞ。ございませんか。

○西聖一委員 個人的には、はっきり言って不平等条約に近いというか、そのものかなという気はするんですけれども、マイナスの試算はいろいろしているんですけれども、国は国益という言い方を常にしますが、熊本県の県益というのは何かあるんですか。全然、私、イメージが湧かないんですけれども。

○吉田企画課長 交渉の詳細な内容がわからないので、あくまで仮定としてですけれども、さらに国の説明に準拠して、仮に県に置きかえれば、例えば、まずは輸入、消費者に関する部分で言えば、関税が撤廃され、貿易手続が簡素化されるということになれば、例えば衣食住に係る多くの商品が安く購入できるという可能性は出てまいります。

また、企業の海外進出ということでいけば、国は、輸出相手国の貿易手続、ビジネスマンの入国・滞在手続が迅速化、簡素化されると。また、投資ルールも整備されるということなので、国のほうは、大企業だけではなくて、これはすぐれた技術を持つ中小企業が、アジアの市場に打って出るのも容易になるということで、これも熊本県に置きかえれば、そういった中小企業も出やすくなるというのは、今の国の説明でいけば、考えられるメリットになると思います。

また、輸出の面で言えば、国の説明でいけば、輸出相手国の関税が撤廃され、貿易手続が簡素化されるということで、日本のすぐれた工業製品というものが輸出しやすくなるということ。あとは、世界的に評価の高い日本の高品質の農林水産物も、海外に輸出しやすくなるということで、これも県に置きかえて、例えば県の誘致企業であるとか、県の農産品というものも、その可能性があるということになります。

ただ、一方で、国の統一試算をもとに本県の農林水産業の影響試算をしたところ、前回は御説明しましたが、869億円の減少という形になっております。

そういうことで、本県の基幹産業である農林水産業への影響というのは、やはり特に注視しないといけないと思っておりますし、また、TPPについては、そもそも交渉内容が明らかになっておりませんので、あくまでこれも国の今の説明に準拠して県で想定すればというお答えになります。

以上でございます。

○西聖一委員 まあ、そういう説明になるんでしょうけれども、バスに乗りおくれるなどという言葉もあったように、結局、ルールをつくって、後から中国に入ってきてもらわないと日本の国益は生じないし、今、蒲島県政も、対中国、対東南アジアでずっといろいろやっているわけですよ。で、シンガポールにしたって、インドネシアにしても、もう既に関税はほとんどないところを相手にしててもしょうがないわけで、中国が入ってこないと県益ってなかなか生まれてこないんじゃないかな。特に農林水産物もそうなんですけれども、そこはどうですか。

○吉田企画課長 大変恐縮なんですけれども、やはり交渉状況が明らかではないので、我々として、何がメリットがあるのかという

のが見えないという部分がございます。

ですので、6月にまさに議会のほうで議決していただいた部分についても、しっかり国民に——我々にとっては県民ですけども、国民に説明していただくということがまずは重要なことというふうに思っております。

○前川収委員長 不確定な情報の中での議論でありますし、10月2日に仮に大筋合意に至るということになった場合には、速やかに情報収集をしていただいて、交渉の妥結の内容、そして、その内容が本県に——全国はもちろんですけども、本県に与える影響等々を速やかに分析をしていただきたいということを、委員長として要望しておきたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

○山本伸裕委員 このTPPの委員会で、繰り返し意見書も採択をしておりますし、その中身が、重要5品目の確保を最優先とすると、そして、国会決議を遵守する、国益を守ると。これが、言うならば、この特別委員会のみならず、県議会の総意であるわけですよ。

報告を聞いていると、何か我々が決議したそれが、一体どの程度の重みを持って受けとめられているのかなというのを、非常に疑問に思うんですよ。

というのは、やっぱりいろんな情報が、まあ公式ではないかもしれないですけども、伝わってくるわけでしょう。そして、6ページにも書いてあるように、この期に及んで数字が出てないということは申し上げません。だから、もう実際情報はいろいろ出ているのを認めながら、否定はしてないわけですよ。

だから、そういう点では、やっぱり我々が決議したその意思、議会としての意思が、このままだったら踏みにじられる危険性がある

のか、それとも、ちゃんとそこを踏まえた結果というのが期待できるのか、そういった点での県の執行部の認識はどうなんですか。(「わからぬよ」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 わからないなら、わからないと教えてください。

○吉田企画課長 済みません、ちょっとそこは、県議会の意思表示というのは、なかなか私が答えるべきことではないと思いますが、いずれにせよ、国の機関同士で、内閣と国会という関係で、少なくとも衆参両議院のほうで決議がありますので、そこは国の機関同士の話として議論がこれから——仮に合意がなされた場合はですね。しっかりとなされるものというふうに認識をしております。

○山本伸裕委員 農業新聞で報道されているから御存じかもしれませんが、参加している国の全体で合意をしなくても、85%を占める6カ国で合意すれば、批准すれば、発効できるんじゃないかというようなことを日本政府のほうで提案したというようなことも農業新聞で報道されているわけですが、そういった状況についてはつかんでいらっしゃいますか。

○吉田企画課長 先ほど申し上げましたとおり、政府からはそういう公式な情報はありませんので、そういった正式な情報としてはつかんではおりませんが、メディア等の情報収集で、その80%以上、経済規模で80%以上の国が条約を批准すれば、条約を有効とするというような話があるというのは、報道ベースでは我々は理解はしております。

○山本伸裕委員 そうなってくると、アメリカとの交渉でも、この間、ほぼ要求丸のみというような形で、日本は譲歩に次ぐ譲歩をや

っているわけですね。もう合意できるところで出発しようというような流れになると、この流れを出発点として、もう2国間で、日米EPAだとかFTAだとか、そういうことにつながっていくことは、容易に想像できるわけですね。

だから、そういうことになると、まあオバマ大統領も日本に来て、そこで合意した内容というのが大手全国紙の新聞で去年報道されましたけれども、その合意中身が、ほぼそのまま今新聞なんかで報道されているわけですね。米なんかについては、7万トンだとか、牛肉は、38.5%が15年後に9%だとか、豚肉が、482円が50円にとかですね。

こういった、本当、日本の農業が壊滅的な被害を受けるんじゃないかというようなことが、まあ全体が漂流したというようなことになったとしても、アメリカとの関係では、その話を前提に進むというようなことになりかねないわけですね。そういったことも視野に置いて、ちょっと対応する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

それと、今の農業の実態ですね。それについてちょっとお尋ねしたいんですけども、生産者米価の基準となる農協の概算金ですか、状況が、関東、東北なんかではもう発表されているということですが、熊本なんかでも出ているんですかね。

○酒瀬川農産課長 熊本県の場合、経済連のほうで、9月に一応概算金という形で発表いたしましたしております。昨年より大体2,000円程度高い値段ということになっております。

○山本伸裕委員 60キロ当たり幾らですか。

○酒瀬川農産課長 大体1万2,000円前後でございます。

○山本伸裕委員 大体農水省の調べでは、全

国的な平均の生産コストが1万6,000円というように言われておりますし、2013年、2014年と、非常にやっぱりこの生産コストを割り込む、非常に深刻な状況だと思うんですね。米の生産農家だけでなく、今、農家の皆さんの経営状況というのは、非常に深刻な状況だと思うんですよ。

それで、今、安倍内閣が、TPPを前提にして、生産調整を廃止すると、戸別所得補償も廃止するというような方向を打ち出しておりますので、そうなってくると、ますます農家の皆さんの経営が行き詰まってしまうというようなことになってくるわけで、ちょっとやっぱりこういったことに対しては、国の今の大きな流れに対して、県議会として、意見書を上げている方向に従って、強くやっぱり政府に対して意見表明すべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○前川収委員長 御意見として承ってよろしいですか。

ほかになれば、質疑は閉じたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 ありがとうございました。

これで質疑を終えたいと思います。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

本委員会に付託の調査事件について、審査未了のため、次期定例会まで本委員会で継続し審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入ります。

その他はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 なければ、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後1時28分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

TPP対策特別委員会委員長